

令和3年3月23日
役員会決定

国立大学法人北海道大学における総合的な人事計画

1. 策定の背景及び趣旨

国立大学法人における教員の人事給与マネジメントについては、法人化前から、活気に富み国際競争力のある大学づくりの一環として、能力主義・業績主義に立った新しい人事システムを導入するなど、国立大学に民間的発想の経営手法を導入することが文部科学省の方針として示されており、法人化後においても、各種国の方針は一貫して、教員のモチベーションを向上させ、多様で優秀な人材を惹きつける魅力ある人事給与制度に改革することにより、我が国の大学の教育研究力を高めていくことを目指しているところである。

本学においても、全学的な人事マネジメントシステムを構築し、本学の教育研究の活力を維持し伸ばすため、年齢や職位の構成等の偏りによる組織の硬直化を避け、定年退職者数等を踏まえ一定程度の新陳代謝を常に維持することを目的として、人事配置・人材育成等を計画的かつ戦略的に行うための総合的な人事計画（以下「本計画」という。）を策定するとともに、本計画の進捗状況を定期的に把握する仕組みを確立する。

2. 計画期間及び評価時期

令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間とし、令和6年度終了時に中間評価、令和9年度終了時に最終評価を実施する。

3. 本学が掲げる目標

1) 年齢構成の適正化

全ての職種をバランス良く配置し、本学の研究力を高い水準で維持・承継を図るため、教授・准教授及び講師・助教の割合1：1：1を目指す。

2) 人材の多様性の確保

若手教員、女性教員及び外国人教員の雇用を促進する。

3) 流動性の向上

クロスアポイントメント制度の適用を促進し、特に民間企業との活発な人事交流を図る。

4. 実行管理

本計画の実行管理については、人事委員会に置く人事計画モニタリング部会（仮称）において行う。

5. 本計画の見直し

本計画は、計画期間中における、社会情勢の変化や本学の経営方針の転換等に柔軟に対応するため、計画期間中であっても見直すことがある。

附 則

この計画は、令和3年4月1日から実施する。